# 非国有アーカイブズと公的保護 - イタリアにおける国家機関の創設 -

湯 上 良

# -【要 旨】-

現在、イタリアの国有アーカイブズは、各地の国立文書館に移管され、非国有アーカイブズに関しても、各地の文書保護局が所在調査や監視、保護のための助言や災害時の救助などを行っている。すなわち、公文書・私文書を問わず、保存や保護、公開の体制が整備されていると言える。

イタリア統一当初からアーカイブズの重要性が認識されていたが、長く複雑な歴史的背景をもつため、非国有アーカイブズの保護に関しては、私有権の問題も絡み、困難な状況にあった。統一から半世紀が経過した時期に、非国有アーカイブズを取り巻く状況が危機的なものとなり、学界や教育の分野から徐々に改善に向けた取り組みがなされていった。

ファシズム体制末期に、国が非国有アーカイブズに対しても公的保護を行う機関を創設する法律が成立し、体制が整備されたが、具体的な施策の実施が困難であった。しかしこの法律は、逆説的ではあるが、体制崩壊後のアーカイブズの散逸や廃棄を防ぐのに一定の役割を果たした。

戦後、非国有アーカイブズの保護における所有者と国との関係は、協調的な形に変化した。許可のない廃棄等には厳しい姿勢を取りつつも、保護に前向きな所有者に対しては、保存処置にあたっての税制の優遇措置や、財政的な助言を与えるなど、権利と義務を通じた形で非国有アーカイブズの保護に国が積極的に関与した。その結果、豊かなアーカイブズ遺産が現代に受け継がれているのである。

## 【目次】

はじめに

- 1. 現代の文書保護局
- 2. 「保護局」の創設
- 3. 非国有アーカイブズの危機
- 4. 1939 年法律第 2006 号
- 5. 第二次世界大戦末期以降 おわりに

### はじめに

現代のイタリアでは、非国有アーカイブズの保護の取り組みが積極的になされている<sup>1)</sup>。全国各地に100館以上創設されている「国立文書館 Archivio di Stato」は、国有アーカイブズの保存だけでなく、地方公共団体が作成したアーカイブズや歴史的に重要な私的アーカイブズ等も受け入れ、保存を行う事例もある。さらに、地方公共団体だけではなく、民間所在の一族アーカイブズや私企業の文書などの非国有アーカイブズの保護で重要な役割を果たすのが、「文書保護局 Soprintendenza archivistica」と呼ばれる国の機関で、非国有アーカイブズの所在調査や保護を担当する。これら二つの機関が車の両輪のように機能していることが、イタリアのアーカイブズ保護における大きな推進力となっている。アーカイブズの保存を役割とする国家機関は、世界各国にさまざまな形で存在するが、国が率先して非国有アーカイブズの調査や保護を担う文書保護局のような機関は、規模や質の面から見てもイタリア独自のものである。いつ、どのような時代背景や事情によって、この機関が創設され、今日見られるような役割を担うようになったのか、本論文で明らかにしていく。

#### 1. 現代の文書保護局

文書保護局の歴史を追う前に、現在の文書保護局の役割について概要を見ておこう。イタリア共和国は、アーカイブズを含む国有財産が危機的な状況にある場合、国防省警察に所属し、文化財・文化活動・観光省が直接指揮をする文化遺産保護専門部隊を通じ、財産を没収する権限を有している。公共の福祉に基づいた文化財への取得優先権を行使し、回復や接収が可能となっている<sup>2)</sup>。一方、国以外の公的団体や個人、私的団体が所有する非国有アーカイブズに関しては、国の機関である文書保護局が管理や運用のためのガイドラインを策定し、調査を行い、保護や監視のための関連プロジェクトを実施する。また、第三者によって不正に扱われた国の文書を回収する際も役割を担うことになる<sup>3)</sup>。

第二次世界大戦後の文書保護局は、ピエモンテが合同で管轄したヴァッレ・ダオスタを除いて、現在の各州都が置かれている都市に設置された<sup>4)</sup>。2014年11月末の省令によって、一局で

<sup>1)</sup>本論文では、イタリアでの用語や種別に従い、国の機関が作成した文書を「国有アーカイブズ」、 地方公共団体や宗務団体、企業や各種団体、特定の一族や個人の文書を「非国有アーカイブズ」とし、 非国有アーカイブズの中でも公的団体の作成した文書以外を「私的アーカイブズ」という呼称で 表す。

<sup>2)</sup> マリア・バルバラ・ベルティーニ (拙訳) 『アーカイブとは何か―石版からデジタル文書まで。イタリアにおける文書管理』法政大学出版局、2012年、67頁 (BERTINI, Maria Barbara, *Che cos'è un archivio*, Roma: Carocci, 2008の邦訳書)。

<sup>3)</sup> LODOLINI, Elio, Organizzazione e legislazione archivistica italiana, dall'Unità d'Italia alla costituzione del Ministero per i Beni culturali e ambientali, seconda edizione, Bologna: Pàtron editore, 1983, p. 197.

<sup>4)</sup> 州制度は第二次世界大戦後に創設が決まったが、5つの特別州を除き実際に設置されたのは、1970年代に入ってからである。ARIOTI, Elisabetta; BONELLA, Anna Lia, *Gli archivi degli enti locali*, in *Storia d'Italia nel secolo ventesimo Strumenti e fonti*, volume III, Le fonti documentarie, a cura di Claudio Pavone, Istituto nazionale per la storia del movimento di liberazione in Italia, Roma: Ministero per i Beni e le Attività Culturali, 2006, p. 308.

二州を管轄、または国立文書館を吸収する形で大規模な再編成が行われた。さらに、2016年には多くの保護局で非国有の古い書籍にも管轄範囲が広がり、各地の文書保護局長は、大きな権限を有している。2014年の再編成と同じようにシチリア文書保護局が国立パレルモ文書館を統合し $^{5)}$ 、フリウリ・ヴェネツィア・ジュリアとサルデーニャを文書保護局とし、残りのラツィオ、ピエモンテ=ヴァッレ・ダオスタ、ヴェネト=トレンティーノ・アルト・アディジェ、アブルッツォ=モリーゼ、ウンブリア=マルケ、カラブリア、カンパーニャ、リグーリア、ロンバルディア、プーリア=バジリカータ、トスカーナ、エミリア・ロマーニャを「文書・図書保護局 Soprintendenza archivistica e bibliografica」として再編成した $^{6)}$ 。

また文書保護局は、大規模な災害やテロ等が発生した際、アーカイブズの救出作業に従事する。私企業を含む各団体と密接に連絡を取り合い、救出活動に必要なコーディネートを行い、協業することで、非常に重要な役割を果たしている。例えば、2012年5月にエミリア地方で起こった地震では、同地を管轄する文書保護局が消防と協力し、州内各地の地方公共団体が所有するアーカイブズの救出を行った $^{7}$ )。また、トスカーナ文書保護局は、河川の氾濫で被害を受けた地方公共団体のアーカイブズを救出し、復旧作業に協力した $^{8}$ )。さらに、かつてフィレンツェ中心部でマフィアによる爆弾テロ事件が起きた際も塵煙の上がる中、アーカイブズの救出に当たり、身を挺した活動にも従事する $^{9}$ )。

さらに、文書保護局は「文化財および景観法」に基づいて、「最重要歴史的価値宣言」を発する権限をもっている。この宣言によって、対象アーカイブズを所有する団体や個人は、アーカイブズの保護・修復作業にかかる費用に対し、税控除が受けられ、国からの補助金支出が認められる場合もある。一方、対象アーカイブズを散逸や廃棄・破損から守り、整理や目録化を

- 5) Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Direzione generale archivi, SA/AS: <a href="http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/sa-as">http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/sa-as</a> (本稿のURLはすべて2016年9月間腎)。
- 6) Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Direzione generale archivi, *Soprintendenze archivistiche*: <a href="http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/soprintendenze-archivistiche">http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/soprintendenze-archivistiche</a>
  - Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, *La struttura organizzativa*: <a href="http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/Lastruttura-organizzativa/index.html">http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/Lastruttura-organizzativa/index.html</a>
- 7) Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza archivistica per l'Emilia-Romagna, *Terremoti del 20 e 29 maggio 2012*: <a href="http://www.sa-ero.archivi.beniculturali.it/index.php?id=816">http://www.sa-ero.archivi.beniculturali.it/index.php?id=816</a>。なお、災害時における文化財保護の動きは迅速で、2016年8月末のイタリア中部地震の際も、地震発生から48時間以内の時点で文化財・文化活動・観光省ならびに国防省の文化遺産保護専門部隊によって、文化財の被災状況が把握され、最初の発表が行われた。
- 8) トスカーナ州北西部のアウッラで発生した洪水の事例の詳細は、Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, L'alluvione del fiume Magra ad Aulla: storia di un recupero archivistico: http://www.sa-toscana.beniculturali.it/index.php?id=1026。2015年12月に中京大学の招聘により来日したトスカーナ文書 保護局のディアーナ・マルタ・トッカフォンディ局長が当館での研究会『日伊アーカイブズ研究―被災アーカイブズの日伊比較』の中で「トスカーナにおける洪水とアーカイブズの救出・復旧」を発表し、本事例が詳しく紹介された。
- 9) 詳細は、Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, *Progetto Archivi orali e audiovisivi*: <a href="http://www.sa-toscana.">http://www.sa-toscana.</a> beniculturali.it/index.php?id=1035

行い、修復や外国へ一時的に輸出を行う際、国に許可を申請する義務が課せられる。また、所在地の変更や国が先買権を行使することが予想される場合は、事前通知をしなければならない。研究者が文書保護局を通じて閲覧請求を行った場合、所有者は、閲覧の許可を与えなければならない。このように権利と義務を通じて、非国有アーカイブズの保護に対して、国が手を差し伸べる制度になっている<sup>10</sup>。

文書保護局が管轄している文書群の総数は、62,510以上となっており、その内訳は、地方公共団体のものが8,250、大学や各種学校等の地方公共団体以外の公的団体のものが50,000以上、一族や企業、政党などの私的アーカイブズで「最重要歴史的価値宣言」がなされたものが4,261となっている<sup>11)</sup>。

# 2. 「保護局」の創設

イタリア統一の途上に制定された1865年の民法では、通常の行政文書のみならず、大臣や省庁の幹部など、重要な役職を経験した特定の個人の文書を王立文書館に納入する義務が定められた<sup>12)</sup>。イタリア王国が教皇領を占領した翌年の1871年には、著名な学者でローマのアーカイブズ管理を担ったコルヴィジエーリによって、教皇庁の各部局で作成されたアーカイブズの調査や整理が行われ、ローマに国立文書館の創設を提言する報告書が提出された<sup>13)</sup>。教皇庁の文書をはじめとする宗務アーカイブズは、旧国家機関の文書として扱われるものや、閉鎖された修道院や同信会などの膨大な私的アーカイブズ、または、現在のバチカン市国に引き継がれ、活用・保存されているものなど、その後、多様な運命を辿ることとなる。

また、前年の1870年には、アーカイブズや図書館関連の規則を定めるため、学者で王国上院議員も務めていたルイージ・チブラーリオを委員長とするチブラーリオ委員会が教育省に設けられた。委員会では、新しい国家の構築と市民生活の構成要素として、アーカイブズの果たしていく役割を検討しつつ、アーカイブズ整理の唯一の方法論として「歴史的方法」を採用することで同意した<sup>14)</sup>。「歴史的方法」は、時代ごとの政治的な状況や機構の構造、作成主体の属する機関、官僚機構とその運営方法、文書作成の実務などについて検討し、反映する手法である。この「歴史的方法」の生みの親であるトスカーナのアーキビスト、フランチェスコ・ボナイーニによれば、アーキビストとは、文書の作成主体の構造と歴史の研究を通じて、アーカイブズに歴史や機構に関する要素を再び反映させる役割を担う者であった。そして、元々存在し

<sup>10)</sup> ベルティーニ (拙訳) 『アーカイブとは何か』 前掲書38~44頁。

<sup>11)</sup> a cura di Mauro Tosti-Croce, Cristina Farnetti, *Archivi in Italia*, Roma: Direzione generale per gli Archivi, Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, 2014, p. 36.

<sup>12)</sup> CARUCCI, Paola, La consultabilità dei documenti, in Storia d'Italia nel secolo ventesimo Strumenti e fonti, volume III, cit., p. 104.

<sup>13)</sup> LODOLINI, Elio, *Storia dell'archivistica italiana*, *Dal mondo antico alla metà del secolo XX*, settima edizione, Milano: FrancoAngeli, 2013, p. 211.

<sup>14)</sup> Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, l'Istituto Centrale per gli Archivi, Biblioteca digitale, Studi e Proposte, Relazione Sul riordinamento degli Archivi di Stato, Commissione Cibrario, 1870: "Sul riordinamento degli Archivi di Stato", Relazione della Commissione istituita dai Ministri dell'Interno e della Pubblica Istruzione con decreto 15 marzo 1870: http://www.icar.beniculturali.it/biblio/pdf/Studi/cibrario.pdf

た秩序を尊重し、記録文書群を形成し、整理した状況を完全に理解できるよう責務を果たさねばならなかった $^{15)}$ 。

こうして1874年、統一前に存在した主要国家の首都であった17か所に、内務省が管轄する国立文書館が設置され、同時に「保護局」も設立された。この機関は、「国有文書保護局 Sovrintendenze agli archivi di Stato」という正式名称をもち、ピエモンテ、リグーリア、ロンバルディア、ヴェネト、エミリア、トスカーナ、ローマ(ラツィオ、ウンブリア、マルケを管轄)、ナポリ(カンパーニャ、プーリア、バジリカータ、カラブリアを管轄)、シチリア、サルデーニャの10地域に設立され、それぞれの地域を管轄した。この機関は、国立文書館の監視と、国立文書館外で所蔵されている歴史的・行政的に重要な文書を監視する二つの役割を担うものであった $^{16}$ 。

翌年の1875年には、イタリア統一以前から保存されているアーカイブズの保存規定を定めた法律が発布された<sup>17)</sup>。しかし、一族アーカイブズや個人アーカイブズなど民間所在の私的アーカイブズに関しては、私有財産権との関係が常に法的な問題となるため<sup>18)</sup>、この時点では対象とされず、国として介入しない方針となった。「保護局」の役割を見ても明らかなように、イタリア統一直後に当たるこの時期、まずは国有文書の保存を最優先の課題とし、注意が向けられた<sup>19)</sup>。

したがって、1874年に設置された最初の「保護局」は、広く非国有アーカイブズの保護を担当する現代の文書保護局とは大きく異なるものであった。この機関は、国立文書館の役割と重複する部分も多いため1891年末には廃止され、国立文書館に統合された<sup>20</sup>。

## 3. 非国有アーカイブズの危機

20世紀初頭、特にイタリア統一から約50年が経過した1920年前後には、イタリア統一期の関連文書が危機的状況に晒されるという問題に直面していた<sup>21)</sup>。さらに第一次世界大戦前後には、

<sup>15)</sup> BONAINI, Francesco; PANIZZI, Antonio, *Di alcune principali questioni sugli Archivi italiani*, Lucca, Tipografia Giusti, Lucca 1867; LODOLINI, Elio, *Archivistca. Principi e problemi*, Milano, FrancoAngeli, 2008, pp. 204-210; TOCCAFONDI, Diana Marta, "Archivi, retorica e filologia: il metodo storico bonainiano nel passaggio verso l'Unità d'Italia", in *Archivi e storia nell'Europa del XIX secolo. Alle radici dell'identità culturale europea*. Atti del convegno internazionale di studi nei 150 anni dall'istituzione dell'Archivio Centrale poi Archivio di Stato di Firenze, Firenze, 4-7 dicembre 2002, a cura di Irene Cotta e Rosalia Manno Tolu, Roma, Ministero per i Beni e le Attività culturali, Direzione generale per gli archivi, 2006, t. I, pp. 249-260.

<sup>16)</sup> Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, *La tutela degli archivi in ambito nazionale. Un po' di storia*: <a href="http://www.sa-toscana.beniculturali.it/index.php?id=680">http://www.sa-toscana.beniculturali.it/index.php?id=680</a>

<sup>17)</sup> LODOLINI, E., Storia dell'archivistica italiana, cit., p. 208.

<sup>18)</sup> FALCONE, Ugo, *Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista: storia, teoria e legislazione*, Udine: Forum, 2006, p. 120.

<sup>19)</sup> Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, *La tutela degli archivi*, cit.: <a href="http://www.sa-toscana.beniculturali.it/">http://www.sa-toscana.beniculturali.it/</a> index.php?id=680

<sup>20)</sup> FALCONE, Ugo, Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 102.

<sup>21)</sup> ibidem., p. 52.

アーカイブズの移転も何度か行われた。例えば戦前、オーストリア統治下だったイタリア北東部のトリエステでは、アーカイブズ関連の機関が設置されていなかった同地から首都ウィーンへアーカイブズが移転されたが、大戦末期には、散逸や廃棄も行われた。大戦後、イタリア統治下になった後は、ウィーンやグラーツからアーカイブズを再送するだけでなく、1920年代後半にはユーゴスラビアとの合意に基づき、リュブリャナに保管されていた資料をユーゴスラビアに返還した<sup>22)</sup>。このようにこの時期は、アーカイブズを取り巻く状況が非常に不安定で、各地の民間所在の私的アーカイブズに至っては、散逸のみならず、廃棄の問題まで顕在化していた<sup>23)</sup>。

アーカイブズを巡る状況が深刻化する中、大学教育の現場では教育改革が行われ、1925年にはアーカイブズ学の講座が大学内に初めて開設された。これは、当時のアーキビストであるエウジェニオ・カザノーヴァなど、現代イタリアのアーカイブズ界にも大きな影響を与えている人々による尽力の成果であった<sup>24)</sup>。また、民間所在の私的アーカイブズを用いた数多くの歴史研究を行ったフィレンツェの歴史家、ロベルト・ルドルフィは、私的アーカイブズの管理についても多くの著作を残し、二つの提案を行った。一つは、歴史的に重要なアーカイブズの所有者から県長官への申告を義務化した上で、公的な保護を行うこと。もう一つは、アーカイブズの所有者の間で県単位の公的な組合を組織し、内務省の管轄の下で保護や整理、閲覧を保証するというものだった<sup>25)</sup>。

このように学界においてアーカイブズに関する議論が活発になっていったが、非国有アーカイブズに関する法制度の整備は不十分であった。一方、史跡や美術、図書など文書保護以外の分野では、20世紀初頭からすでに新たな「保護局」が設置され、文化遺産の継承を制度的に保障していく体制が整えられていた<sup>26)</sup>。さらに第一次世界大戦後には、記憶の伝承に対する関心が社会全体で高まりを見せていた。特に戦争犠牲者に対する追悼の方法が模索され、各地に戦争慰霊碑や記念碑が数多く建立された。小さな村落にも必ず一つはこうした碑が街の中心部に建立されているだけでなく、多くの場合、第二次世界大戦に関する追悼の記憶も碑に追記され、各地で戦闘や処刑が行われた場所にもさまざまな種類の碑が建立されている<sup>27)</sup>。

1929年には、イタリア王国とローマ教皇庁との間でラテラノ条約が結ばれ、バチカン市国が成立することなる。この条約の一環で政教協約(コンコルダート)が結ばれ、その中で宗務団体関連のアーカイブズ保存に関する取り決めもなされた。第40条においては、バチカンの古文

<sup>22)</sup> Ministero dei beni e delle attività culturali, Direzione Generale per gli Archivi, *Archivio di Stato di Trieste*, Viterbo: Betagamma, 2002, pp. 7-8.

<sup>23)</sup> FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 112.

<sup>24)</sup> LODOLINI, E., Storia dell'archivistica italiana, cit., pp. 252-253.

<sup>25)</sup> FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 137.

<sup>26)</sup> VERRASTRO, Francesco, La nascita e lo sviluppo delle Soprintendenze per il patrimonio storico-artistico (1904-1939), in Territorialità e delocalizzazione nel governo locale, a cura di M. Cammelli, Bologna 2007, pp. 229-267.この論文をご教示くださったトスカーナ文書保護局のヴァルジモーリ博士に感謝申し上げる。Ringrazio al dott. Valgimogli per la gentile segnalazione di questo saggio.

<sup>27)</sup> 日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究課題/領域番号24242026、基盤研究 (A)「現代的および 世界史的視点からみた日本の戦歿者慰霊に関する総括的研究」2012年度~2015年度(研究代表者: 檜山幸夫)の現地調査による。

書学・公文書学々校の卒業証書がイタリア王国のものと同等の効力をもつものと認められるようになった<sup>28)</sup>。

この時点でも、いまだに民間所在の私的アーカイブズへの具体的な取り組みは行われなかったが、ある一族アーカイブズを巡る裁判においては、「私的アーカイブズを分割した形では保存してはならず、一体の文書群として状態を保たねばならない」とした、初めての判決がナポリ地方裁判所で出された<sup>29)</sup>。

1920年代のイタリアは、ファシズム体制が確立された時期であるが、この体制が目指していた方向性は、国家の体制を再構築し、国家が社会のあらゆる分野に介入し、全面的な統合を進めていくことにあった。1930年代に入るとその傾向は、一層強まっていくこととなる<sup>30)</sup>。

### 4. 1939年法律第2006号

フランス革命以降、アーカイブズのあり方を巡り、さまざまな議論が行われたが、原則的には行政におけるアーカイブズの機能的側面が着目されていた $^{31}$ 。アーカイブズの文化財的な側面についての議論も行われていたものの、あくまでも副次的な要素として扱われた $^{32}$ 。20世紀に入り、権威主義的なファシズム体制において自由が制限される一方で、アーカイブズの定義やアーカイブズの文化財的な側面に注目する変化が起こった。こうした時代的な変化によって「文化財」を守る状況を作り出すことにもなったのだ $^{33}$ 。また、体制下で増加した公営企業によって作成された企業アーカイブズの増加も、非国有アーカイブズの管理に着目する状況を作り出した $^{34}$ 。

1938年、ファシスト党の党規約の改正が行われ、党の重点領域が経済から教育・文化へと大きく変化した<sup>35)</sup>。そして、翌年12月22日の法律第2006号によって<sup>36)</sup>、文書保護局が全土の9か所に設置され、非国有アーカイブズに対する公的保護を行う国家機関が創設された<sup>37)</sup>。制度や組織は、国立文書館と区別されたものの、設立当初は、所在地の国立文書館長が文書保護局長を兼任した<sup>38)</sup>。これまでのアーカイブズ政策からの大きな変更点として、私的アーカイブズへの対応が挙げられる<sup>39)</sup>。先に指摘したように、私的アーカイブズの保護については、アーカイ

- 28) Acta Apostolicae Sedis, vol. XXI (1929), n. 6, p. 292.
- 29) FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 154.
- 30) 森田鉄郎/重岡保郎『世界現代史22 イタリア現代史』山川出版社、1998年(第3版)、225頁。
- 31) 古代から現代までのアーカイブズの定義の変遷は、次の著作に端的な形でまとめられている。ベルティーニ(拙訳)『アーカイブとは何か』前掲書13~15頁。
- 32) FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 157.
- 33) ibidem., p. 156.
- 34) *ibidem.*, p. 48.
- 35) 小山吉亮「ファシズム時代」『近代イタリアの歴史―16世紀から現代まで―』北村暁夫/伊藤武編著、ミネルヴァ書房、2012年、160頁。
- 36) イタリア王国のアーカイブズの新編成に関する1939年12月22日法律第2006号 (Legge 22 dicembre 1939, n. 2006, Nuovo ordinamento degli archivi del Regno)。
- 37) ARIOTI; BONELLA, Gli archivi degli enti locali, cit., p. 277.
- 38) LODOLINI, E., Organizzazione e legislazione archivistica italiana, cit., p. 199.
- 39) Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, *La tutela degli archivi*, cit.: http://www.sa-toscana.beniculturali.it/

ブズの所有者の私有権との関係が常に問題となっていた。しかし、歴史的に重要な私的アーカイブズに関しては、私有権を制限する権限をトリノ、ジェノヴァ、ミラノ、ヴェネツィア、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、ナポリ、パレルモの全土 9 か所に設置された文書保護局に付与した $^{40}$ 。この権限は、その後1963年の通称「アーカイブズ法」によってさらに拡大されることとなる $^{41}$ 。ただし、私的アーカイブズを関連機関に納入することは、義務化されなかった。その後、発布された1942年の民法でも私的アーカイブズを納入する義務を明記することは見送られた $^{42}$ 。

さらに1939年法律第2006号では、県庁所在地および5万人以上の住民を抱えるコムーネ(現在の「基礎自治体」を表す名称。ファシズム体制下では国家の出先機関化していた)に対し、1870年以前に作成されたアーカイブズを独自に保存する部署を設置することを課した(第20条)。この法律における他の条項の内容は、歴史的アーカイブズの所有者に対して、保護局長による「重要文書」宣言(第22条)、私的・一族アーカイブズ文書群の分割や廃棄の禁止や保護局長の許可のないアーカイブズの輸出の禁止(第13、25、28、29条)、分割や輸出等の法令違反時の罰則(第34条)、重要アーカイブズが売買される際に国の先買権を認めること(第30条)など、現在の非国有アーカイブズ保護に受け継がれている重要な内容を含んでいた。なお、現在では義務付けられている閲覧についての規定は、まだ設けられていなかった。

この法律を機に、国立文書館も各県に最低でも1館設置し、全土で50館を増設することが決定された。設置予定のものも含め、フランス革命以前の旧体制下で首都であった都市に所在するものを「国立文書館 Archivio di Stato」、それ以外の場所に所在するものを「国立文書館分館 Sezione di Archivio di Stato」という呼称とした<sup>43)</sup>。実際、各県に国立文書館の設置が完了するのは、1970年代を待たねばならなかった<sup>44)</sup>。この法律では、監視対象とするアーカイブズの目録の作成と文書廃棄についても定められた。非国有アーカイブズに関わる部分でもこの役割は、非国有アーカイブズの保護や監視を担う保護局ではなく、監視権限のない国立文書館の役割となり、ねじれを伴う状態となった(第20条)。また、1939年まで国立文書館の長は「国立文書館保護官 Soprintendente dell'Archivio di Stato」という呼称であったが、この法律以後は、「国立文書館長 Direttore dell'Archivio di Stato」と呼ばれ、文書保護局の長は「文書保護局長 Soprintendente archivistico」という呼称を用いるようになり、これらの呼称は現在でも使用されている<sup>45)</sup>。しかし、先に述べたようにこの時点では国立文書館長と文書保護局長の

## index.php?id=680

<sup>40)</sup> Legge 22 dicembre 1939, n. 2006, Nuovo ordinamento degli archivi del Regno, Annesso C, Tabella C.この表には、文書保護局が設置された各都市が管轄する県名も収録されている。FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 165.

<sup>41)</sup> Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, Soprintendenza Archivistica e Bibliografica della Toscana, *La tutela degli archivi*, cit.: <a href="http://www.sa-toscana.beniculturali.it/">http://www.sa-toscana.beniculturali.it/</a> index.php?id=680

<sup>42)</sup> CARUCCI, P., La consultabilità dei documenti, cit., p. 104.

<sup>43)</sup> Legge 22 dicembre 1939, n. 2006, *Nuovo ordinamento degli archivi del Regno*, Annesso A, Tabella A及びAnnesso B, Tabella B。ただし「分館」という呼称ではあるが、どこかの国立文書館に従属しているわけではなく、独立した運営形態になっていた。

<sup>44)</sup> FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 162, 194.

<sup>45)</sup> LODOLINI, E., Organizzazione e legislazione archivistica italiana, cit., p. 199. なお、ローマの郊

役割がまだ完全には分離されておらず、最終的には1950年代にこの状態が解消される<sup>46)</sup>。

## 5. 第二次世界大戦末期以降

イタリア全土の国立文書館に所蔵されている国有や非国有アーカイブズの総合ガイド『イタリアの国立文書館  $Gli\ Archivi\ di\ Stato\ italiani$ 』の編集が1939年から開始された $^{47)}$ 。編集作業は、当時、国立ボローニャ文書館のアーキビストであったジョルジョ・チェンチェッティを中心に行われ、ブレーシャ県モンピアーノに所在していたイタリア社会共和国の内務省によって1944年に出版された $^{48)}$ 。

1943年のムッソリーニの失脚によって、1939年法律第2006号を実施していくにあたっての具体的な施策が中途半端な状態になっていた $^{49}$ 。しかし一方で、この法律によって設立されたラツィオ・ウンブリア・マルケ地域を管轄するローマの文書保護局長から国立文書館中央事務局宛に、ファシスト政権時代に作成されたすべてのアーカイブズを保護するよう書簡が送られた $^{50}$ 。また1941年からは、空襲や火事によって損傷を受けぬよう、アーカイブズの疎開も開始された $^{51}$ 。

ファシスト政権下で作成されたアーカイブズは、作成された場所に残ったものや、破棄されたもの、または、亡命政権とともに北イタリアへ運ばれたもの、あるいはドイツに持ち去られたものなど、さまざまな運命を辿っている $^{52)}$ 。北イタリアへ運び去られたアーカイブズに関しては、連合国の協力も得た上で早くも1945年9月にはローマに移送が開始され、最終的に385両分の貨車を用いて作業を完了し、1946年春にはイタリアにおけるアーカイブズの状況について最終報告書がまとめられた $^{53)}$ 。

この時期、バチカンにおいても1942年からジョヴァンニ・メルカーティ枢機卿の主導によってアーカイブズの調査と保護に関するプロジェクトが開始された<sup>54)</sup>。イタリアで非国有アーカ

外エウル地区に所在し、主に中央省庁のアーカイブズが納入される「国立中央文書館 Archivio Centrale dello Stato」の長は、1939年以前の呼称と一文字だけ違え、「Sovrintendente」という呼称を用いている。ただし他の国立文書館が国立中央文書館に従属しているわけでも、国立中央文書館長が他の国立文書館長より強大な権限が付与されているわけでもない。

- 46) FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 168.
- 47) Ministero dell'interno, Ufficio centrale degli archivi di Stato, Gli Archivi di Stato italiani, Bologna: Nicola Zanichelli, 1944. 同書は現在、国の機関であるアーカイブズ中央機構の下記サイトから閲覧可能である。Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo, l'Istituto Centrale per gli Archivi, Biblioteca digitale, Atlante storico degli archivi italiani: <a href="http://www.icar.beniculturali.it/biblio/\_view\_volume.asp?ID\_VOLUME=12">http://www.icar.beniculturali.it/biblio/\_view\_volume.asp?ID\_VOLUME=12</a>
- 48) LODOLINI, E., Storia dell'archivistica italiana, cit., p. 223.
- 49) FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., p. 176.
- 50) ibidem., pp. 185-186.
- 51) ibidem., p. 183.
- 52) ファシズム時代のアーカイブズに関し、国立中央文書館納入分については、CARUCCI, P., La consultabilità dei documenti, cit., p. 98、各地の国立文書館に納入された分に関しては、ibidem., p. 121を参照のこと。
- 53) FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., pp. 189-190.
- 54) *ibidem.*, p. 185.

イブズへの保護や許可のない輸出を禁ずる制度が確立され、バチカンでもアーカイブズへの関心が高まる中、サレジオ会神父のマリオ・マレガは、赴任先の大分で江戸時代のキリスト教徒の取り締まりに関する古文書を収集し、研究の後、バチカンに向けて輸出を行っていた。日本・イタリア・バチカンでの当時のアーカイブズ管理や動向からも、こうした活動はきわめて興味深いものである<sup>55)</sup>。

#### おわりに

イタリアにおいて非国有アーカイブズに対する公的保護を行う国家機関が整備されたのは、ファシズム期であったが、ファシズム政権が非国有アーカイブズに対する公的保護に突然目を向けたわけではない。膨大な非国有アーカイブズの存在やイタリア統一期のアーカイブズの危機的状況などを受け、長い年月をかけて深められた議論と取り組みが非国有アーカイブズの保護のための制度設計に大きく作用した。無論、ファシズム政権期に導入された制度であったため、強権的な側面をはらんでいたことも否定できない事実である。

1940年代終わりから1950年代にかけて、私的アーカイブズへの国際的な関心の高まりが見られたが、私有権との関係が常に問題となった。しかし、イタリアでは1939年の法律の内、肯定的な理念を発展させていくことができた。最も寄与したのは、戦後発足したイタリア共和国憲法第九条において、「文化・学術・技術の発展を促進し、景観や、国にとって重要な歴史・芸術遺産を保護していく」と謳われていることであろう<sup>56)</sup>。非国有アーカイブズの保護における国と地方公共団体や各種民間団体との関係は、ファシズム期のように従属的で強圧的なものから、権利と義務の付与を通じて、お互いに共存し、協調して保護に取り組む形へと変化していった<sup>57)</sup>。文書保護局の許可を経ずに廃棄を行う場合等には厳しい姿勢を取りつつ、保護に前向きな所有者に対しては、ともに検討を重ねながら、保存処置における税制面での優遇措置や、財政的な助言を行っている。こうした点は、1963年の通称「アーカイブズ法」<sup>58)</sup> によって具現化され、その後、2004年の「文化財および景観法」<sup>59)</sup> によって、より時代の実状に合わせた改正が行われた。こうして非国有アーカイブズの保護に国が積極的に関与し、豊かなアーカイブズ遺産が現代に受け継がれているのである。

<sup>55)</sup> この古文書は、通称「マレガ文書」と呼ばれ、現在はバチカン図書館に収蔵されている。文書群の大半は、江戸時代の臼杵藩で作成された後、伝承され、民間所在のアーカイブズとなっていた。マレガ神父の活動については、未解明の部分が多いが、最新研究として次の論文を参照。シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父―マレガ文書群の成立過程とその背景―」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号(通巻第47号)2016年3月、149~169頁。

<sup>56)</sup> Costituzione della Repubblica Italiana, articolo 9.

<sup>57)</sup> FALCONE, U., Gli archivi e l'archivistica nell'Italia fascista, cit., pp. 207-209.

<sup>58)</sup> D.P.R. 30 settembre 1963, n. 1409, Norme relative all'ordinamento e al personale degli Archivi di Stato

<sup>59)</sup> D.Lgs. 22 gennaio 2004, n. 42, Codice dei beni culturali e del paesaggio.